



気温や湿度が高い日は無理をせず、エアコンや日陰を上手に活用し、こまめな水分補給で熱中症を予防しましょう。

令和 8 年度分保険税 (料) の納入のお願い

「国民健康保険税納入通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を 7 月中旬に郵送します。

令和 8 年度から将来を担う子ども世代と、子どもを持つ世帯を支援し、少子化対策を進めるために「子ども・子育て支援金制度」が導入されました。この支援金は、今までの保険税 (料) とあわせて徴収されます。

< 国民健康保険税 >

皆さまから納付される保険税は、国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納め忘れのないよう、お願いします。

国民健康保険の納税義務者は世帯主となるため、社会保険に加入している場合でも、通知は世帯主あてに送付します。

保険税率など

保険税率などは、納入通知書の裏面をご覧ください。

納付方法

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替、納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」
- ※普通徴収は、口座振替による納付が原則となります。納期内納付促進のため、口座振替への切り替えにご協力をお願いします。

特別徴収対象の方

- 次のすべての要件に該当する方
 - ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が 65 歳～74 歳の世帯
 - ・年金受給額が年額 18 万円以上
 - ・国民健康保険税と介護保険料をあわせた額が、年金額の 2 分の 1 を超えない
- ※10 月から特別徴収が開始される方は、納付期別納付額明細の「特別徴収」欄に税額を記載しています。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合、保険税を軽減します。軽減を受ける際に所得の申告が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

平等割額の軽減

特定世帯 (同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療保険に移行したことで国保被保険者が単身となった世帯) は 5 年間、平等割を 2 分の 1 軽減、6～8 年目の特定継続世帯は 4 分の 1 を軽減します。

被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療保険に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった 65 歳以上の方は申請により軽減します。

非自発失業に係る減免

倒産または解雇など会社の都合により離職され、特定事由に該当する雇用保険受給資格者証をお持ちの方は申請により軽減される場合があります。

※災害や病気、倒産・解雇による失業などで国民健康保険税の納付が困難な時は、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合があります。お早めに、国保年金課または税務課収納対策室 (☎ 443-1115) までご相談ください。

保険税の免除

出産する被保険者がいる国保加入世帯に対し、当該被保険者に係る所得割額と均等割額を申請により免除します。

対象者

八街市国民健康保険被保険者で出産予定または出産された方

対象期間

出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの 4 カ月間 (多胎妊娠の場合は、出産月の 3 カ月前から出産月の翌々月までの 6 カ月間)

免除額

所得割額および均等割額の全額

< 後期高齢者医療保険料 >

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なります。

保険料率など

保険料率などは、決定通知書の裏面をご覧ください。

納付方法

保険料の納付方法は、特別徴収 (年金から天引き) と普通徴収 (口座振替や納付書による納付) の 2 種類ですが、特別徴収が優先されます。

① 4 月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収 (4 月・6 月・8 月の年金から天引き) されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10 月から 2 月に支給される年金から天引きします。

※納付済みの保険料が、決定した保険料の額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

② 年金から天引きされない方

年金受給額が年額 18 万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が年金額の 2 分の 1 を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ 8 回で 7 月から翌年の 2 月までとなります。

③ 10 月の年金から天引きされる方

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 4 月 1 日までの間に八街市に転入された方や 75 歳になられた方 (②の方は除く) などは、7 月から 9 月までは納付書または口座振替で納付していただき、10 月の年金から天引きを開始します。

納付方法の変更

すでに特別徴収 (年金から天引き) をされている方も、市に申し出ることによって口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減

保険料の軽減措置は次のとおりです。

- ・後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。
- ・後期高齢者医療制度に加入する直前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入月から 2 年間は所得割はかからず、均等割が 5 割軽減されます。軽減額などは「保険料額決定通知書」に記載しています。